

伊賀市こどもの権利条例(骨子)

前文

こどもにとって最善の利益が優先され、安心して大人になり、いつまでも学び続けられる社会の実現を目指した条例とする内容。

① 目的

「子どもの権利条約」「こども基本法」「伊賀市自治基本条例」に基づき制定されるもので、こどもが生まれながらにして個人として尊重される存在であり、各主体が役割を果たすことで、こどもが安心して健やかに暮らせるまちづくりの推進を目的とする。

② 定義

条例に掲げる用語について定義する

③ 基本理念

- ・こどもを権利の主体として尊重すること
 - ・こどもの最善の利益を第一に考慮すること
- この2つを基本理念とする

こどもの権利を示します

④安心して生きる権利

- ・生命及び健康が大切にされること
- ・愛情をもって大切に育てられること
- ・安全な環境において育てられること

⑤自分らしく生きる権利

- ・自分の存在を認められ、尊重すること
- ・自分で自分のことを決めること
- ・自分の目標に向かって挑戦すること

⑥心身ともに豊かに育つ権利

- ・年齢及び発達に応じ安心できる場所で学び、遊び及び休息すること
- ・自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をするにより、想像力を育むこと

⑦自分を守り、守られる権利

- ・あらゆる差別、いじめ、体罰、虐待等を受けないこと
- ・犯罪、危険その他有害な環境から守られること
- ・プライバシーが守られるとともに、自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと
- ・困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること

⑧主体的に参加する権利

- ・意見や考えを自由に表明する機会が与えられ、その意見が聴かれ、その意見が尊重されること
- ・意見を表明するための情報を受けることができること
- ・多様な社会的活動に参加すること
- ・意見表明や参加を強要されず、意見表明・参加したことによる不利益を受けないこと

⑨必要に応じ支援を受ける権利

- ・こども及びその家族の国籍、民族、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障がいの有無その他属性又は状況により分け隔てられることなく共生できること
- ・その置かれている状況に応じ、必要な支援を受けることができること

⑩他者の権利の尊重

- ・こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければならない

大人たちの責務を定める

⑪市の責務

・こどもの権利について関心と理解を深め、関係団体と連携し、必要な施策を推進する。

⑫育ち学ぶ施設の責務

・こどもの権利について関心と理解を深め、市が実施するこどもの権利の保障に関する施策に協力する。
・こどもの意見表明、参加機会の意義、重要性についての理解を深め、その機会を重んじ施設の運営に努める。
・こどもが安心、安全に過ごせる環境整備に努める。
・こどもの権利について、こどもや保護者等に周知し、相談体制の整備に努める。

⑬保護者の責務

・こどもの権利について関心と理解を深め、市が実施するこどもの権利の保障に関する施策に協力する。
・こどもの意見表明、参加機会の意義、重要性についての理解を深め、こどもの年齢、成長等の状況に応じ、意見表明、参加の機会を保障するよう努める。
・こどもが安心、安全に暮らせる生活環境の整備に努める。

⑭団体の責務

・こどもの権利について関心と理解を深め、市が実施するこどもの権利の保障に関する施策に協力する。
・こどもの意見表明、参加機会の意義、重要性についての理解を深め、こどもが関わる活動又は事業に携わるときは、こどもから意見を聴取し、こどもの積極的な参加を促すよう努める。

⑮市民等の責務

・こどもの権利について関心と理解を深め、市が実施するこどもの権利の保障に関する施策に協力する。
・こどもの意見表明、参加機会の意義、重要性についての理解を深め、家庭、地域、職場等において、こどもの年齢、成長等の状況に応じ、意見表明、参加の機会を保障するよう努める。
・事業者は、雇用する労働者の就業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努める。

⑯保護者への支援

・市、育ち学ぶ施設、団体及び市民等は、こどもの権利の実現において、役割を果たすことに困難を有する保護者を支援するよう努める。

こどもの権利保障に関する取り組み等を定める

⑰計画を定める

・市は、こどもの権利の保障に関する施策について、計画を定める。

⑱こどもの意見を聴取する

・市はこどもの権利を保障する施策等を検討するときは、施策の対象となるこどもの意見を幅広く聴取するよう努める。
・意見聴取の際は、こどもの年齢や発達の程度に応じ、その意思を汲み取り、必要に応じ意見を代弁するなど支援を行うよう努める。

⑲こどもへの情報発信を行う

・市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等は、それぞれが実施するこどもに関する施策や取り組みについて、こどもが理解を深め、自分の意見形成ができるようこどもに分かりやすい情報発信に努める。

⑳相談体制を整える

・市は、こどもの権利に関し、こども及び保護者等、その他関係者が利用しやすい相談体制を整備し、その他必要な措置を講じる。

㉑こどもまんなか応援サポーター

・伊賀市こどもまんなか応援サポーターの認定に関することを定める。